

委員会提出議案第 1 号

加西市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、「加西市議会基本条例の一部を改正する条例」を議決されたく、会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 26 年 11 月 28 日提出

加西市議会議長 森元清蔵 様

提出者 議会運営委員長 森田 博美

加西市議会基本条例の一部を改正する条例

加西市議会基本条例(平成 22 年加西市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、速やかに」を「及び 2 年経過後に」に改める。

第 6 条第 3 項中「運営にあたり、」の右に「必要に応じて」を加える。

第 8 条を次のように改める。

(議会報告)

第 8 条 議会は、議決案件の討議内容及び議決結果の報告とともに、市政全般に関する課題について市民との意見交換を年 2 回以上行い、議会の運営改善、政策提言に活かします。

第 11 条第 3 号を次のように改める。

(3) 子ども・子育て支援事業計画

第 11 条第 4 号中「保健」を削る。

第 19 条第 1 項中「考慮するとともに、」の右に「多様な方法により」を加え、「するため、参考人制度、公聴会制度等を活用」を削る。

第 20 条第 1 項中「考慮するとともに、」の右に「多様な方法により」を加え、「するため、参考人制度、公聴会制度等を活用」を削る。

第 22 条第 1 項中「必要に応じて」を「一般選挙を経た任期 3 年経過後に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。